

大阪大学における内部質保証の実施要項

(令和7年5月15日 計画・評価委員会決定)

1. 目的

この要項は、「大阪大学における内部質保証の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、本学の内部質保証の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 内部質保証の取組の項目、単位及び時期

本学の内部質保証の取組は、基本方針別表に定める全学的な機能及び部局等の責任・実施組織を単位として、内部質保証に責任を有する者（以下「内部質保証実施責任者」という。）のもとで、原則、毎年度実施する。

3. 各機能における内部質保証の取組

各機能における内部質保証の取組は、原則として、次の手順で実施するものとする。

- (1) 各理事は、基本方針別表に定める内部質保証の責任を有する各機能について、内部質保証の取組を推進するとともに、取組の実施状況について、質保証総括オフィス（以下「オフィス」という。）及び計画・評価委員会（以下「委員会」という。）に報告する。
- (2) 教育、施設設備、学生支援、学生受入に係る内部質保証の取組については、別に定める。また、取組の状況について、オフィス及び委員会に報告する。
- (3) 委員会は、前2号の報告を受けて、必要に応じて各理事に改善を指示するとともに、各理事は、対応措置を立案し、その進捗について自己点検・評価を実施する。

4. 各部局等における内部質保証の取組

各部局等における内部質保証の取組は、原則として、次の手順で実施するものとする。

- (1) 各部局等の長は、その組織の内部質保証の取組を推進するとともに、その実施状況をオフィス及び委員会に報告する。
- (2) 委員会は、前号の報告を受けて、必要に応じて各部局等の長に改善を指示するとともに、各部局等の長は、対応措置を立案し、その進捗について自己点検・評価を実施する。
- (3) 改善が求められる事項のうち、全学的に対応すべき事項については、各部局等の長は各理事に改善を要請し、各理事は対応措置を立案するとともに、その進捗について前項に定める自己点検・評価を実施する。

5. 経営戦略に基づく重点取組の内部質保証

本学の経営戦略に基づく重点取組の内部質保証は、原則として、次の手順で実施するものとする。

- (1) 委員会は、オフィスに対して、基本方針をもとに、自己点検・評価の実施を指示する。
- (2) オフィスは、内部質保証実施責任者に自己点検・評価の実施を指示する。
- (3) 内部質保証実施責任者は、全学の計画や評価基準に基づき、計画を策定し、教育研究等の活動を推進するとともに、計画の進捗確認や評価基準に基づいて自己点検・評価を行い、その結果を、オフィスに報告する。
- (4) オフィスは、前号により、報告のあった自己点検・評価結果について検証を行い、委員会に報告する。
- (5) 委員会は、前号により、オフィスから報告のあった自己点検・評価報告書の検証を行い、総長に報告するとともに、内部質保証実施責任者に対して、改善・向上に向けた取組の推進を要請する。
- (6) 内部質保証実施責任者は、前号の要請を受けて改善・向上に取り組み、その改善結果等を、オフィス及び委員会に報告する。
- (7) 委員会は、前号により、報告のあった改善結果を確認し、総長に報告する。

6. 内部質保証の結果等の公表

内部質保証の取組の結果は、その性質上開示に適さないものを除き、ウェブサイトなどで公表するとともに、学内外のステークホルダーと共に本学の価値を向上させるための改善及び改革に活かす。

7. 留意事項

内部質保証の取組及び改善・向上の実施に際しては、以下の点に留意し、本学における諸活動の質の保証に努めるものとする。

- (1) 自己点検・評価の内容や結果を客観的で検証可能なものとするため、全学的なデータを用いた、根拠資料等に依拠した評価を行う。
- (2) 学問分野の特性などに配慮しながら、連絡会等における教職員との対話を通じ、全学的な視点を組み入れる。
- (3) 学生や社会など教育研究活動に関わるさまざまなステークホルダーの視点を組み入れる。
- (4) 大学をとりまく社会の環境変化など、世界的視野で社会の将来を見据えつつ、内部質保証の取組を行う。
- (5) 自己点検・評価が、活動状況の把握とともに継続的な改善に資するよう、自己点検・評価活動の効果と効率の両面に配慮し、その手法の改善を行う。